

政府は、平成 25 年度地方財政対策などにおいて、地方公務員の給与の削減を求めるとともに、地方交付税の削減を決定した。

地方公務員の給与は、地域の実情やこれまでの給与削減経過などを踏まえ、それぞれの地方公共団体が、地方公務員法に則り自主的に条例で決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税は地方税とともに地方公共団体が地域住民に提供する行政サービスの根幹を支える地方固有の財源であり、地方交付税削減を国の政策目的達成の手段として用いることは、その性格を否定するものである。

このようなことは、地方自治の本旨から照らしても不適切なもので到底容認できるものではない。

また、地方公務員給与の削減は、地方産業で働く労働者給与にも影響するとともに、地域経済の疲弊を大きくし、かつ深刻なものにする。

よって、国においては以下の事項を守るよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が自主的に条例をつくって決定するという地方自治法の原則を守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 12 日

近江八幡市議会議長 善住 昌弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

} 宛